

セカンドオピニオン

株式会社淵本鋼機
SDGs リンク・ファイナンス

発行日:2025 年 3 月 31 日

発行者:第四北越

リサーチ&コンサルティング株式会社

第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社は、貸付人である株式会社第四北越銀行が、借入人である株式会社淵本鋼機に実施する SDGs リンク・ファイナンスについて、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹ および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」² の「サステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項」に整合していることを確認した。以下にその評価結果を報告する。

1. 借入人の概要

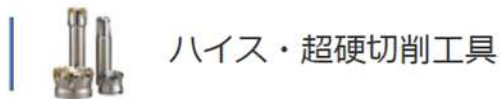
(1) 事業概要

- 株式会社淵本鋼機(以下、同社)は、1949 年の創業以来、機械工具の専門商社として、多様な産業の顧客に対し、ハード(高品質商品)の供給およびソフト(工具技術情報)の提供を行っている。
- 近年は飛躍的に進歩した精密加工技術に関する支援を新機軸としている。超精密切削工具や測定工具・機器類、ソーリングなど専門分野の商品について品揃えの充実と総合化を一層図りながら、進化し続けるさまざまなニーズに応えている。
- 同社は、新潟県内(長岡営業所、三条営業所)や長野県内(上田営業所、南信営業所)に営業所を構えているほか、タイの首都であるバンコクに駐在事務所を設置し、タイを中心に中国、インドネシア、ベトナムなどでも事業を展開している。海外においても中心となる事業は切削工具や機器の提供であるが、その一方で物流のサポートや海外事情に合わせた改善の提案を行うなどして、海外工場の立ち上げの支援も行っている。海外展開は、同社にとっても、海外進出を検討している企業にとっても挑戦的な取り組みとなっている。二人三脚とともに成長していけるようパートナーシップを構築し、日本の技術力を世界に広げていく方針である。

¹ ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション(LSTA)が策定

² 環境省が策定

【同社の主要取扱メーカー（一部）】



	<u>サンドビック（株）</u>
	<u>イスカルジャパン（株）</u>
	<u>ケナメタルジャパン（株）</u>
	<u>ダイジェット工業（株）</u>
	<u>京セラ（株）</u>
	<u>三菱マテリアル（株）</u>
	<u>住友電工ハードメタル（株）</u>
	<u>（株）タンガロイ</u>
	<u>N T K カutting ツールズ（株）</u>
	<u>セコ・ツールズジャパン（株）</u>
	<u>ワルター・ジャパン（株）</u>

資料：淵本鋼機の Website <https://www.fuchimoto.co.jp/maker/index.html>

(2) 経営理念

同社の経営理念は、以下のとおりである。

【同社の経営理念】

株式会社淵本鋼機は切削工具、測定工具、ツーリング等の生産財、測定機器、工作機械、環境改善機器等の資本金の専門商社として世界各地から最新高品質の商品情報を集め、ユーザーに伝達し個々のユーザーの特性に応じた情報と商品を提供することによりユーザーの競争力向上に寄与し、共に地域社会の経済的発展に貢献します。

資料：淵本鋼機の Website <https://www.fuchimoto.co.jp/company/greeting/index.html>

2. KPI の選定

評価対象の「KPI の選定」は以下の観点から、サステナビリティ・リンク・ローン原則等に整合している。

(1) KPI の概要

KPI(重要業績評価指標)は、「従業員一人あたり所定外労働時間(月平均)」および「在庫検索システム「ONESPIRIT」(以下、ONESPIRIT)の利用件数」である。2026 年 5 月期以降の目標を定めたうえで、その達成過程を通じて業務の効率化を進めるとともに、働きやすい職場環境づくりを目指すこととする。

(2) KPI の重要性

①サステナビリティ方針

同社は経営理念のなかで「ユーザーの競争力向上に寄与し、共に地域社会の経済的発展に貢献します。」と掲げている。この理念を実現するには、同社の従業員が健康的に働くことができ、十分に実力を発揮することができる環境を整備することが重要である。そのためにはワーク・ライフ・バランスを実現していくことが肝要であり、その方策の一つとして従業員の所定外労働時間を減らしていくことが大切である。

また、顧客が同社へ電話や FAX、電子メールを送信する発注作業について、同社の在庫状況をインターネット経由で直接確認し、商品を直接発注することができる同社の独自システム「ONESPIRIT」の利用へ変更することで、顧客の利便性向上や競争力向上、ひいては同社従業員の業務効率化・所定外労働時間の減少に資することになる。

KPIとして定めた「従業員の所定外労働時間」を減らしていくことや「ONESPIRIT」の利用件数を増やしていくことは、SDGs の 17 の目標のうち、具体的には「8. 働きがいも経済成長も」のターゲット「8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。」に貢献することが期待される。

KPI は同社の取締役会で、その達成状況を定期的に確認・協議するなど、経営陣が適切に管理していく方針にある。

【SDGs の目標】

SDGs の目標	ターゲット
 8 働きがいも 経済成長も	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

資料:環境省「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイドー資料編[第2版]」
 国連広報センターの Website https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

②KPI の有意義性

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働く人々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要がある。そこで政府は働き方改革を推進している。

本改革を進めるにあたり、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「働き方改革関連法」）による改正後の労働基準法が 2019 年4月から順次施行されており、その中で時間外労働の上限規制が定められている。時間外労働の縮減は、働き方改革の主要部分を占めており、同社が選定した KPI は、国の目指す方向性とも合致したものとなっている。

また、「ONESPIRIT」の利用件数を増やしていくことは、従来の電話や FAX などを利用した受注業務と比較して、作業時間の短縮につながるほか、発注書への転記ミスや受信した内容の読み誤りなどのミスをなくすことにもつながる。本取り組みは、労働時間の減少にも寄与することから有意義なものといえる。

なお、従業員の所定外労働時間や「ONESPIRIT」の利用件数は同社のデータベースで一元的に管理されており、定量的に把握できるものとなっている。

【労働時間に関する制度の見直し】

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

(1) 長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

年6か月まで

1年間＝12か月

年6か月まで

1年間＝12か月

【適用除外・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。）
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 具体的な上限時間等は省令で定めるとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的なあり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。（改正法施行5年後に、一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

※行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第36条第9項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮するものとする。（経過措置）

＜参考文献：改正後の労働基準法第36条＞

7 厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。

9 行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し 平成27年法案と同一内容

・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（平成35年4月1日施行）

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得 平成27年法案と同一内容

・使用者は、10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。

3

3. SPTs の設定

評価対象の「SPTs の設定」は以下の観点から、サステナビリティ・リンク・ローン原則等に整合している。

(1) SPTs の内容

同社は、「従業員一人あたり所定外労働時間(月平均)」「(SPT1)および「ONESPIRIT の利用件数」(SPT2)の決算期ごとの目標値を SPTs に設定した。達成目標は決算期ごとに設定されており、毎決算期の達成状況をみて判定する。

SPT1および SPT2の両方を達成して当期の目標を達成することとする。

なお、同社は第四北越銀行の協力を得て、SPTsを設定している。

【従業員一人あたりの所定外労働時間(月平均・SPT1)と
ONESPIRIT の利用件数(SPT2)(白抜きの数値)】

決算期	従業員一人あたり 所定外労働時間(月平均) (SPT1)	ONESPIRIT の 利用件数 (SPT2)
2023 年 5 月期(実績)	5.54 時間	—
2024 年 5 月期(実績)	5.29 時間	—
2026 年 5 月期	4.75 時間	100 件
2027 年 5 月期	4.50 時間	200 件

(参考)2024 年 5 月期の同社の従業員数:50 名

(2) SPTs の野心性

①同業他社等との比較(従業員の所定外労働時間)

厚生労働省が公表している「毎月勤労統計調査」によると、2023 年の一般労働者(常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の労働者)の 1 ヶ月あたりの平均所定外労働時間は 13.8 時間となっている。2020 年には新型コロナウイルス(COVID19)が流行した影響もあり 12.4 時間と減少したが、その後は 2021 年 13.2 時間、2022 年 13.8 時間、2023 年 13.8 時間と上昇傾向にあり、今後の景気の動向等によってますます上昇することも想定される。

このような状況において、同社の従業員の所定外労働時間の 2024 年 5 月期実績は 5.29 時間であり、厚生労働省が公表している全国平均と比較して、半分以下の時間となっている。同社では、2026 年 5 月期は 4.75 時間、2027 年には 4.50 時間とさらなる所定外労働時間の削減を目指しており、同社が掲げる目標は野心的である。



資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに当社作成

②長期的なパフォーマンス(過去の実績)等との比較(ONESPIRIT の利用件数)

同社では 2017 年からクラウド型の顧客管理ソリューションである「Salesforce」を導入し、顧客管理や在庫管理などのデジタル化に着手した。そして、2023 年 11 月に「Salesforce」内の在庫情報を顧客と共有し、顧客の発注をインターネットで行う「ONESPIRIT」を開発している。顧客側で同社の在庫情報をリアルタイムで確認できるなど利便性が向上しているものの、多数の顧客は FAX や電話、電子メールなどを使用した発注を引き続き行っており、現時点において「ONESPIRIT」の利用は数件にとどまっている。同社では今後、「ONESPIRIT」の利用件数を 2026 年 5 月期に 100 件、2027 年 5 月期には 200 件と大幅に増やしていく野心的な目標を掲げている。

③達成方法と不確実性要因

前述のとおり、同社従業員の所定外労働時間はすでに低水準にあり削減余地が限られるなか、「ONESPIRIT」の利用件数を増やすことで業務効率化を進め、所定外労働時間の減少につなげることとしている。

また、同社は経営理念で「ユーザーの競争力向上に寄与し、共に地域社会の経済的発展に貢献します。」と掲げており、「ONESPIRIT」の利用促進は顧客の利便性向上、そして競争力向上に寄与するものである。同社では取引先に対し、「ONESPIRIT」を利用するメリットを強く訴求することで、同社への発注方法の変更を促していくとともに、社内での事務手順を全面的に見直し、IT 化、DX 化を進めることで、所定外労働時間の減少を実現する方針である。

(3) KPI・SPTs の適切性

KPI と SPTs の適切性については、第三者機関である第四北越リサーチ&コンサルティングからセカンドオピニオンを取得している。

4. ローンの特徴

評価対象の「ローン特性」は以下の観点から、サステナビリティ・リンク・ローン原則等に整合している。

同社は第四北越銀行との間で協議の上、借入条件を決めている。同社は SPTs の達成状況について、報告期限までに第四北越銀行に対し書面にて報告し、目標数値を達成したことが確認できれば、借入期間中に適用される金利が引き下げられることとなっている。

したがって、借入条件と同社の SPTs に対するパフォーマンスは連動しており、SPTs 達成の動機付けとなっている。

5. レポートリング

評価対象の「レポートリング」は以下の観点から、サステナビリティ・リンク・ローン原則等に整合している。

同社は SPTs の達成状況を第四北越銀行に対し、年に1回報告することとなっている。SPTs の報告期限までに独立した第三者である第四北越リサーチ&コンサルティングによる検証を受けた上で、SPTs の達成状況が確認できる資料を書面にて第四北越銀行に提出することとなっている。第四北越銀行は、これにより SPTs の達成状況に関する最新の情報を入手できる。

6. 検証

評価対象の「検証」は以下の観点から、サステナビリティ・リンク・ローン原則等に整合している。

SPTs の達成状況について、同社は年に1回、第四北越リサーチ&コンサルティングによる検証を受け、その結果を第四北越銀行に書面で報告することとなっている。

第四北越銀行は報告書面の内容から SPTs 達成の判定について評価し、達成した際には金利を引き下げる。

以上

第四北越リサーチ&コンサルティング 会社概要

社名	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社
代表者	代表取締役 柴山圭一
所在地	〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目1番18号 だいし海上ビル
業務内容	経営コンサルティング事業、経済調査・研究事業、人財育成支援事業
電話	025-256-8110
FAX	025-256-8102

留意事項

1. 第四北越リサーチ&コンサルティングの第三者意見について

本文書については貸付人が、借入人に対して実施する SDGs リンク・ファイナンスについて、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション(LSTA)「サステナビリティ・リンク・ローン原則」、環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」への整合性、準拠性、設定する目標の合理性に対する第三者意見を述べたものです。

その内容は現時点で入手可能な公開情報、借入人から提供された情報や借入人へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、当該情報の正確性、実現可能性、将来における状況への評価を保証するものではありません。

第四北越リサーチ&コンサルティングは当文書のあらゆる使用から生じる直接的、間接的損失や派生的損害については、一切責任を負いません。

2. 第四北越銀行との関係、独立性

第四北越リサーチ&コンサルティングは第四北越フィナンシャルグループに属しており、第四北越銀行および第四北越フィナンシャルグループとの間および第四北越フィナンシャルグループのお客さま相互の間における利益相反のおそれのある取引等に関して、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないように、適切に業務を遂行いたします。

また、本文書にかかる調査、分析、コンサルティング業務は第四北越銀行とは独立して行われるものであり、第四北越銀行からの融資に関する助言を構成するものでも、資金調達を保証するものでもありません。

3. 第四北越リサーチ&コンサルティングの第三者性

借入人と第四北越リサーチ&コンサルティングとの間に利益相反が生じるような、資本関係、人的関係などの特別な利害関係はございません。

4. 本文書の著作権

本文書に関する一切の権利は第四北越リサーチ&コンサルティングが保有しています。本文書の全部または一部を自己使用の目的を超えて、複製、改変、翻案、頒布等を行うことは禁止されています。